

八幡市社会教育備品貸出要領

(目的)

第1条 この要領は、八幡市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例第7条に基づき、八幡市教育委員会所管にかかる社会教育備品等（以下「備品」という。）を貸し出すことにより、八幡市の社会教育活動を奨励することを目的とする。

(貸出対象者)

第2条 備品の貸し出しを受けることができるものは、次のとおりとする。

- (1) 市、教育委員会及び八幡市体育指導委員
- (2) 市内の保育園、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校
- (3) 八幡市体育協会及びその加盟団体
- (4) 八幡市文化協会及びその加盟団体
- (5) 八幡市スポーツクラブ登録団体
- (6) 八幡市公民館サークル登録団体
- (7) 八幡市PTA連絡協議会（当該校PTAを含む。）及び保育園保護者
- (8) 八幡市青少年育成補導委員会、市内の自治会及びこれらに属する組織
- (9) 市内の障がい者及び高齢者で組織する団体
- (10) 財団法人八幡市公園施設事業団及び財団法人やわた市民文化事業団
- (11) 構成員の7割以上が市内在住・在勤・在学者で構成された非営利団体
- (12) 市内に本拠を置く事業所
- (13) その他教育長が特別の理由があると認めたもの

(貸出範囲)

第3条 備品を貸し出しすることの出来る範囲は、次のとおりとする。

- (1) 営利目的の事業ではないこと。参加費を徴収する場合は1回当たり500円前後であること。
- (2) 公益性が認められる事業であること。

(貸出備品)

第4条 貸し出すことができる備品は、別表による。

(貸出申請)

第5条 備品の貸し出しを受けようとするものは、使用する7日前までに所定の備品借用申請書を教育長に提出し、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。

(貸出期間)

第6条 貸し出し期間は2週間以内とし、貸し出し期間を経過した場合は直ちに返還しなければならない。

(賃料)

第7条 賃料は無料とする。

(目的外使用の禁止)

第8条 借受人は、備品を常に善良な管理者の注意をもって管理するものとし、備品を他の目的に使用し、又は他人に譲渡し、転貸し、交換し、若しくは担保に供してはならない。

(原状回復及び損害賠償)

第9条 借受人は、備品を損傷し、又は滅失したときは、原状回復しなければならない。

2 備品を損傷し、又は滅失した場合において、原状回復ができない場合は、その現品を弁償しなければならない。

(事故責任)

第10条 備品の使用によって生じた事故等に関しては、市及び教育委員会は、一切の責任を負わない。

附 則

この要項は、平成23年3月1日から施行する。

